

令和3年8月18日

福岡市政担当記者 各位

福岡市こども未来局

令和3年8月11日からの大雨に伴う 被災地域の児童の受け入れについて

福岡市では、令和3年8月11日からの大雨で被災され、福岡市に転居及び一時的に避難されているお子さんを対象に、下記のとおり保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため、福岡市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

1 未就学児を対象とした受け入れについて

①一時預かりの利用について

対象児童	生後6か月から小学校就学前の児童（病児・病後児は除く。）
担当	福岡市役所 こども未来局 事業企画課 地域支援事業係 電話：092-711-4114

②保育施設等（保育所など）の利用について

対象児童	生後3か月から小学校就学前の児童
担当	福岡市役所 こども未来局 運営支援課 利用調整係 電話：092-711-4245

③私立幼稚園の利用について

対象児童	満3歳から小学校就学前の児童
担当	福岡市役所 こども未来局 運営支援課 利用調整係 電話：092-711-4245

※相談開始 令和3年8月18日（水）

※相談窓口 平日9時～17時30分

※受け入れ先など、詳細については、上記担当までお問合せください。

2 問い合わせ先

①「一時預かり」の利用について

こども未来局事業企画課（担当：徳久、米森）電話：711-4113（内1752）

②「保育施設等」（保育所など）の利用について

③「私立幼稚園」の利用について

こども未来局運営支援課（担当：道脇、谷口）電話：711-4240（内2210）